

【既定】	住宅施策の推進	予算額	43,730 千円
------	---------	-----	-----------

### 事業の目的・概要

誰もが安心して住み続けられる暮らしやすい住環境の実現に向けて、住宅確保要配慮者<sup>※1</sup>に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した居住支援協議会の運営支援を行うとともに、住宅確保要配慮者への家賃助成制度等による居住支援策の充実を図ります。

※1 住宅確保要配慮者…住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

### 主な取組内容

#### ➤ 居住支援協議会の運営支援

居住支援協議会における、入居相談・住宅情報の提供、家賃等債務保証及び見守りサービス等の居住支援事業を円滑に実施できるよう運営支援を行い、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図ります。

また、住宅確保要配慮者への入居前から退去後までの一貫した居住支援を実施するため、住宅や福祉などの役割を担う事業者や関係機関と連携し、総合的な居住支援の仕組みを検討します。

#### ➤ 家賃助成制度等による居住支援 **新規** **拡充**

住宅に困窮する低額所得者が地域で安心して暮らし続けるため、民間の住宅ストックを有効活用した支援策として、都内で初めて、区営住宅に落選した低額所得者のひとり親や多子世帯を対象とした家賃助成を実施するほか、転居に係る初期費用が準備できないことで、家賃過重や住環境の改善が図れない低額所得者を対象とした転居費用助成を実施します。

また、住宅セーフティネット制度におけるセーフティネット住宅の登録を促進するとともに、住宅確保要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅<sup>※2</sup>の賃貸人に対し、家賃を引き下げた額を補助することで、住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できるよう支援します。

※2 セーフティネット専用住宅…セーフティネット住宅として登録されたもののうち、入居者を住宅確保要配慮者に限定した住宅